

平成23年度「フューチャースクール推進事業 (中学校及び特別支援学校分)」実施要領

1. 事業目的

- (1) 我が国は世界最先端のブロードバンド環境を備えているにも関わらず、そのインフラの利活用が十分に進んでいない。特に、教育分野においては、ICTの利活用により、双方向性が高まり授業の展開に動きが生じ、児童生徒が主体的に授業に参加するようになり、授業への意欲・関心や知識・理解が高まり、特に初等中等教育において、学力が向上することが指摘されていることから、利活用を推進していくことが強く求められる。加えて、現代社会のあらゆる場面で情報化が急速に進展していく中で、児童生徒の情報活用能力の向上が求められているところである。
- (2) 総務省は、平成22年度から「フューチャースクール推進事業」に取り組み、東日本地域及び西日本地域での公立小学校各5校において、ICT環境を構築の上、その環境を活用した実証を行い、その成果については、『教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン（手引書）2011』（以下「ガイドライン」という。）にまとめた。
- (3) 平成23年度においては、校種を中学校（中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校に拡充し、文部科学省の「学びのイノベーション事業」と十分な連携を確保した上で、ICTの利活用に関する実証研究を実施し、教育分野におけるICT利用環境を構築するための項目を追加・整理し、平成22年度事業で作成したガイドラインの充実と実行性を高めた新たなガイドライン（手引書）を取りまとめる。

2. 委託事業の概要

(1) 事業概要

ICTを利活用した教育を実践するために構築したICT環境において、学校現場におけるICTの利活用を推進していく上での主として情報通信技術面等を中心とした課題を抽出・分析するための実証を行う。その際の必須条件は以下のとおり。

① 実証校

国立又は公立の中学校8校及び特別支援学校2校とする。

② 実証校に構築するICT環境等

【中学校】

- ・全生徒、全教員に1人1台のタブレットPC（障害のある生徒など特別の配慮が必要な場合を除き、全学年で同一機種を原則とする。）と、全普通教室にインタラクティブ・ホワイト・ボードを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築すること。
- ・実証において、児童・生徒の個人情報等の重要情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウイルス等の様々な情報セキュリティ課題について

て、適切な対策を講じること。

- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

【特別支援学校】

(視覚障害教育特別支援学校)

- ・小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC(障害の状態等によりタブレットPCでないPC(以下「PC」という。))も可(据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。))と、各人の障害の状態等に応じた、点字ディスプレイ、点図ディスプレイ、タッチパネル等の入出力支援機器を配備すること。また、小学部・中学部の全普通教室に点字プリンターを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築すること。
- ・実証において、児童生徒の個人情報等の重要情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウイルス等の様々な情報セキュリティ課題について、適切な対策を講じること。
- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

(病弱教育特別支援学校)

- ・小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC(障害の状態等によりPCも可(据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。))と、各人の障害の状態等に応じた、トラックボール、ジョイスティック、スイッチ等の入出力支援機器を配備すること。また、小学部・中学部の全普通教室(病院内等の学級を除く。)にインタラクティブ・ホワイト・ボードを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築するとともに、病院内等の学級(訪問教育等による病室での学習を含む。以下同じ。)についても端末及び無線LAN環境を構築し、かつ、校内の学級と病院内等の学級とをインターネット等で接続して、インタラクティブに通信を行うことが可能な環境を構築すること。
- ・実証において、児童・生徒の個人情報等の重要情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウイルス等の様々な情報セキュリティ課題について、適切な対策を講じること。
- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

③ 実施テーマ

平成22年度のフューチャースクール推進事業を踏まえ、以下の点の課題の抽出・分析をテーマとする。

I) 中学校については、

- ・ICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析

- ・ I C T 環境の利活用に際しての情報通信技術面等の課題の抽出・分析
- ・ I C T 環境の導入・運用に係るコストや体制に関する課題の抽出・分析
- ・ I C T 利活用方策の分析
- ・ 将来に向けた I C T 利活用推進方策の検討

Ⅱ) 特別支援学校については、上記Ⅰ) に示す I C T 環境の構築・運用等に関する各課題について、特に次のような課題の抽出・分析を行うこと。

- ・ 障害の状態等に応じた入出力支援機器等の使用に関する課題
- ・ 校内の学級と病院内等の学級とを接続し、双方向通信に関する課題
- ・ 一般向けのコンテンツを障害のある児童生徒が用いたり、児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じて改変したりあるいは新たな作成に関する課題

なお、卒業後の就労支援も視野に入れ、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力等の育成に適した I C T 環境の構築と実証に配慮すること。

Ⅲ) 災害時において多くの学校施設が避難所としての役割を果たしていることを踏まえ、実証校が災害時に避難所となった際の、構築した I C T 環境の利活用方策と課題の抽出・分析を行うこと。

上記に加え、独自のテーマを設定し、実証を行うことも可能とする。

ただし、教育効果に係る実証については、「学びのイノベーション事業」によるものとする。

なお、本実証に係る公開授業を実施し、地域・教育関係者等第三者に対するアンケート、ヒアリング等を踏まえて評価・分析すること。

(2) 委託先

都道府県、市町村（特別区及び事務組合を含む。）若しくはこれらを含む連携主体（以下「市町村等」という。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）

なお、本事業は、文部科学省の「学びのイノベーション事業」と併せて実施するものであることから、文部科学省が別途募集する当該事業にも提案し、採択されるものでなければならない。

(3) 委託金額

1校当たり5, 235万円を上限とする。

(4) その他

委託事業の実施に当たっては、情報流通行政局情報通信利用促進課（TEL:03-5253-5685 以下「主管課」という。）と協議の上、実施するものとする。

3. 提案手続

(1) 公募期間

委託を希望する者（以下「提案者」という。）は、公募開始の日から、平成23年8月8日（月）14時（必着）までに提案書を提出すること。

(2) 提出書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙2を参照すること。

- ①フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分） 提案書（概要）【別添1】
- ②フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分） 提案書 【別添2】
- ③事業イメージ図 【別添2-1】
- ④（別紙1）収支見込み 【別添2-2】
- ⑤（別紙2）支出経費の内訳 【別添2-3】
- ⑥見積書等（※） 【様式適宜】

※概算見積で可。ただし、複数業者からの相見積書の提出が原則。相見積書を提出できない場合は理由書を提出

【添付書類】

○提案者が連携主体の場合：

- ・連携主体の代表承認書【別添3】

(3) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

- ・ 正本：1部、
- ・ 副本：2部、
- ・ CD-R等の電子媒体：1枚

(4) 提出先

学校所在地を所管する総合通信局等（別紙1参照）に持参又は郵送等（※切日の14時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

4. 委託先候補の選定

(1) 選定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果を基にして、文部科学省との調整を踏まえて、委託案件を決定する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションを踏まえて評価を行う場合があるので、提案者は、総務省からの要請があった場合は、必ずプレゼンテーションに参加すること。なお、プレゼンテーションの日時・内容・方法については、提案者に対し別途連絡をする。また、必要に応じて追加資料の提出等を要請することがある。

決定の際、全体の提案状況に応じて、地域性等を考慮する場合がある。

(2) 選定基準

委託先の選定に当たっては、次に挙げる項目に基づき、総合的に評価を実施する。

① ICT支援員の配置（必須項目）

実証を各学校において、実証の実施をサポートする支援員を1名以上配置し、十分な授業支援体制を構築すること。

② ICT関連機器・設備の構築（必須項目）（「6. 委託費」及び「7. 事業の実施（2）委託事業終了後の残存資産の扱い」参照）

本事業により教育の情報化に関連して以下の環境を構築すること（注1、注2）。

【中学校】

- I) 全生徒、全教員に1人1台のタブレットPC、充電保管庫
- II) 全普通教室にインタラクティブ・ホワイト・ボード
- III) I)とII)などのICT機器が校舎内外で活用できる無線LAN環境
- IV) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等

【特別支援学校】

（視覚障害教育特別支援学校）

- I) 小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC（障害の状態等によりPCも可（据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。）。）
- II) 各人の障害の状態等に応じた、点字ディスプレイ、点図ディスプレイ、タッチパネル等の入出力支援機器
- III) 小学部・中学部の全普通教室に点字プリンター
- IV) I)とIII)などのICT機器が校舎内外で活用できる無線LAN環境
- V) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等

（病弱教育特別支援学校）

- I) 小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC（障害の状態等によりPCも可（据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。）。）
- II) 各人の障害の状態等に応じた、トラックボール、ジョイスティック、スイッチ等の入出力支援機器
- III) 小学部・中学部の全普通教室（病院内等の学級を除く。）にインタラクティブ・ホワイト・ボード
- IV) I)とIII)が活用できる校内及び病院内等の学級における無線LAN環境、並びに校内の学級と病院内等の学級において双方向の通信が可能な環境
- V) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、

デジタル教材等

(注1) ICT関連機器については、以下のようなICT利活用シーンで使用することを想定している。

【中学校】

- ・生徒がタブレットPCを活用して、手書き入力による文章や図・絵等の作成やデジタル教材等の閲覧・編集等を行う。
- ・タブレットPCや無線LANを活用して教員と生徒又は生徒間で双方向のやりとりを行う。
- ・複数の生徒がタブレットPCを活用して作成した文章や図・絵等について、教員が簡易な操作でインタラクティブ・ホワイト・ボードに表示（生徒の文章や図・絵等を集約して表示する場合を含む。）する。
- ・教員はタブレットPCを通じて、課題に対する各生徒のタブレットPC上の作業の進捗状況を把握し、必要に応じた学習支援を行う。
- ・全生徒の学習履歴を適切に保存するとともに、教員がその学習履歴を利用し必要な学習支援を行う。

【特別支援学校】

上記の中学校に準ずるが、特に病弱教育特別支援学校においては、校内の学級と病院内等の学級との間で、教員と児童生徒及び児童生徒同士が双方向でやりとりし協働学習を行う際に、タブレットPC又はPC、インタラクティブ・ホワイト・ボードを利活用することを想定。

(注2) 各ICT関連機器の仕様については、以下の点に留意すること。

- ・タブレットPC（特別支援学校においてはPCを含む。）については、
 - － 児童生徒が利用することを考慮した大きさ、重量であること。また、児童生徒が利用することを想定した耐衝撃性を備えていること。
 - － タッチパネルによる入力操作を安定して行うことが可能であること（タブレットPCに限る。）。)
 - － 無線LANを介した通信が可能であること。
 - － 画面は児童生徒が文字や図表を容易に判読することができ、複数の児童生徒で同一の画面を見ることを想定した大きさであること（デジタル教材等を表示するのに相応しい解像度を備えていること。）。)
 - － 日本語に対応していること。
 - － 実証に必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等が同時に正常に動作すること。
 - － コンセントに接続していない状況で、連続した授業で駆動可能な内蔵電源を備えていること。
 - － 教員用は、複数の児童生徒の学習状況を把握することを想定し、適切な大きさ・解像度の画面、処理能力を備えていること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。

- ・インタラクティブ・ホワイト・ボードについては、
 - － デジタル教材等を表示するのに相応しい大きさと解像度を備えていること。
 - － 利活用状況の把握や評価のため、操作履歴等を収集することが可能であること。
 - － 必要なアプリケーション、ソフトウェア（ウィルス対策ソフトウェア等を含む）、デジタル教材等が同時に正常に動作すること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。

- ・無線LAN環境については、
 - － 校舎内外で無線LANを利用することが可能であること。
 - － アクセスポイントは、IEEE 802.11 b/g/n方式等の標準的な方式に対応し、各種設定状況を一元的に管理することが可能であること。
 - － 不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウィルス等の様々な情報セキュリティ課題に関して、適切な対応策を講じていること。
 - － 4（2）②の（注1）に示すようなICT利活用シーンにおいて無線LANの利用が集中した際に、円滑な通信の確保に配慮した容量とすること。

- ・アプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等については、
 - － 委託期間中のタブレットPC（特別支援学校においてはPCを含む。）、インタラクティブ・ホワイト・ボード等の台数分のライセンスを含めること。
 - － 文部科学省が行う「学びのイノベーション事業」のモデルコンテンツ（デジタル教材）を管理・配信できる環境を備えること。なお、具体的な設定方法等は、後日、総務省、文部科学省、教育委員会等、実証校で協議する。

- ・特別支援学校に配備する機器については、上記に準ずるとともに、以下の点に留意すること。
 - － 障害の状態等の理由によりPCを配備することも可能とする。その場合、PCについてはコンセントに接続して使用することも差し支えない。
 - － 児童生徒の端末の画面は、弱視等の児童生徒が文字や図表を拡大して表示することを考慮し、デジタル教材等を表示するのに相応しい大きさと解像度を備えていること。教員の端末についても、必要に応じて同様の配慮がされること。
 - － 児童生徒の端末については、各人の障害の状態等に応じた各種の入出力支援機器が正常に動作すること。教員の端末についても、必要に応じて同様の配慮がされること。
 - － 児童生徒の端末や入出力支援機器等については、抗菌処理がされているものや除菌が容易であるもの等、衛生に配慮されたものであること。
 - － 視覚障害教育特別支援学校に配備する端末については、視覚障害者用の画面読み上げソフトが正常に動作すること。

- － 入出力支援機器の選定、調整等に当たっては、専門家の助言、協力が得られるよう配慮すること。
- － 端末については、授業で使用するアプリケーションやコンテンツとともに、入出力支援機器を動作させるソフトウェアや画面読み上げソフト等の入出力支援ソフトウェアが同時かつ正常に動作すること。

③ プロジェクトリーダーの決定及び地域協議会等の設置・開催（必須項目）

7.（1）で述べる、プロジェクトリーダーが決定され、地域協議会等が設置されていること。

④ 調査研究の体制・熟度

本事業は、文部科学省が実施する「学びのイノベーション事業」と連携して行う事業であることから、ICTを活用した授業実践についての豊富な経験や知見を有する等、本事業と「学びのイノベーション事業」を同時期に並行して行うのに相応しい体制が取られ、かつ、実証テーマが今後のICT利活用促進にふさわしいテーマであり、また、評価手法や指標が設定されている等、調査研究としての熟度が高い事業であること。また、必須テーマに加え、独自の実証テーマを設定していること。

⑤ 効率性・汎用性・普及性

3年間の実証の予算が効率的である等、効率的な事業運営体制となっており、また、機器の選定やシステム設計においてICTスキルの習熟度を考慮するなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性・普及性の高い事業であること。

なお、複数の市町村等が連携して行う事業、複数の学校を対象とする事業においては、教育用アプリケーションやデジタル教材等を集約・統合化する等、効率的な事業であること。

⑥ 継続性

委託事業完了以降、ICT機器のリースや運営経費の適切な負担等を含め、将来にわたって、自律的に継続できる見込みの事業であること。

（3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、当該委託先候補に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、本事業と並行して行う「学びのイノベーション事業」を実施する文部科学省と調整の上、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から総合通信局等を経由して、提案書を提出した団体あてに通知する。

なお、複数の学校を対象とする事業については、提案の対象校を分割、縮減し、そのうちの一枚又は複数校を対象に委託先候補とすることがある。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5. 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとし、契約は単年度契約とする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と代表団体の市町村等の首長又は国立大学法人の代表が委託契約を締結する。

(4) 契約書について

契約は、別に定める総務省の委託契約書による。

6. 委託費

(1) 委託費の扱い（精算払い／概算払い）

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認めない。また、委託費は、事業終了後速やかに成果報告書の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うことを原則とするが、年度途中での委託費の支払い（概算払い）が必要な場合については、その理由・内容等を確認の上、概算払いも可能である。

(2) 委託費の内容

ア 委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置できるものとして、以下の表に掲げる費目に限る。

ブロードバンドインフラ等の基盤整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。ただし、ICTシステムを稼働するために必要最低限の機器類については支出を認める。この場合、機器類については、原則リース又はレンタルによるものとする。

なお、本事業で調達した機器類等については、事業終了後、委託先においてリース契約を継続する等、継続的な運営に必要な措置を講じること。

おって、職員の人件費（常勤、非常勤を問わない。）、施設整備費、提案団体の

通常の運営経費、本事業に必要となる経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象としない（これらの経費と明確に区分して経理される経費のみを委託費の対象とする。）。

項目	説明	具体例
ICT支援員確保に要する経費	委託事業において、ICT支援員を新たに確保する場合の労務費等に要する経費	・実証を各学校において、授業支援体制を確保するために必要となるICT支援員に係る請負費（委託事業以前から配置されているICT支援員に係る経費の付け替えは認められない。）
システム開発経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・タブレットPC ・インタラクティブ・ホワイト・ボード ・無線LAN装置 ・各種サーバ（ホスティングサービスの利用を含む。） ・計測機器
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための地域協議会の開催等に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・職員旅費（総務省が主催する連絡協議会に出席するために要する旅費に限る。） ・会議室借上費 ・雑費（会議の茶菓、弁当等（アルコール類は除く。）に係る経費） ・資料作成費（会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費）
消耗品費	委託事業の実施に要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、その使用により性質又は形状を変ずるものであって、取得価格が10	・事務用品（コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等のうち、委託事業にのみ特化して使用するもの）

	万円未満（消費税込）又は使用可能期間（耐用年数）が1年未満のものをいう。	
備品等購入費	委託事業の実施に要する備品等であって、リース・レンタルが不可能又は経済的に不利になる機械装置、その他備品の製作又は購入を必要とする場合におけるその製造原価又は購入に要する経費	
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料、資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費
報告書作成費	成果報告書等の印刷・製本、電子化に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェア、デジタル教材に関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	・映像記録の撮影に要する経費

イ 提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部又は事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、又は請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、又は請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名（又は名称）、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

なお、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

おって、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託をすることが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- ③ 再委託することとし、その実施体制、役割分担をあらかじめ、提案書に明示していた場合は、その範囲内において申告により再委託を行うことができる。

ウ 国立大学法人が本事業の受託者であり、その実施に際して売買、請負その他の契約

を行う場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、市町村等が本事業の受託者であり、その実施に際して売買、請負その他の契約を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、契約が締結されるものであること。

（3）リース・レンタル契約に係る料金の考え方

委託事業において調達する機器類のリース料については、原則として総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に掲げる当該機器類の処分制限期間以上の期間に基づき算定した料金とすること。

（4）契約価格の妥当性の担保について

ア 経費の見積もりについては、過大にならないことを担保するため、提案自治体又は提案自治体が属する県のCIO等専門的知識のある者のチェックを受けたものであることの証明書を添付すること。

イ 随意契約により、再委託を行う場合は、相見積りの取得先が、契約先企業から紹介された当該契約企業のディーラー企業等であることや、同種の事業実績が無い、企業規模から明らかにその履行が困難であるなど、相見積の適正性に疑義が生じることが無いよう留意すること。

7. 事業の実施

（1）実施体制

上記1の目的を達成するためには、本事業の実施に際し、地域における多様な主体との密接な連携・協力体制を構築することが必要となるため、委託先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する成果報告において、これらの体制を整備し、円滑に運営したことが明らかになるような資料（例えば協議会の議事録等）を提出しなければならない。

① プロジェクトリーダーの決定

委託先は、事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクトリーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクトリーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、総務省及び総務省を通じてなされる他の市町村等の求めに応じて、モデル構築の成果の全国展開に必要な措置に協力すること。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、市町村等の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しないが、②で述べる地域協議会等のメンバーであることを必須とする。

また、プロジェクトリーダーは、総務省が別に設置する有識者による研究会（連

絡協議会)に出席すること(研究会(連絡協議会)については、東京都千代田区において、平成24年3月31日までに年5回程度開催する予定。)

② 地域協議会等の設置・開催

委託事業の内容に教員等の意向を反映し、また、継続的な事業運営方策を検討するため、教育委員会(国立大学法人の場合は、大学本部。以下同じ。)や学校関係者を含む関係機関との地域協議会等を設置して事業を実施することを原則とする。地域協議会等のメンバーは市町村等を中心として、事業の実施等に必要な主体を幅広く含むことを要する。

地域協議会等は、ICT関連機器・設備やICTシステムの仕様等の決定のほか、具体的な事業運営体制、連携主体等における役割分担及び費用負担の在り方、次年度以降の事業の運用・運営の在り方等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であるが、連携して実施する文部科学省の「学びのイノベーション事業」と共通の協議会であることを原則とする。また、事業の円滑な開始に向けて、速やかな設置・開催等が必要となるが、提案時点においては、設置予定とすることも可能である。

地域協議会等には、総務省が別に指名する者のオブザーバー参加を可能とすること。

(2) 委託事業終了後の残存資産の扱い

リースが原則のため、残存資産は残らないが、例外として、事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と委託先が別途協議してその扱いを決定することとする。

8. 報告

(1) 成果報告

委託先は、別に定める様式に基づき、以下の成果物を総務省に提出しなければならない。

① 成果報告書等 各50部

事業内容、教育現場におけるICT利活用手法とその効果、効果的なICT人材活用・育成手法とその効果、目標の達成状況(情報通信システム運用データ等を含む)、教育現場における事業実施に当たっての情報通信技術面での課題・その解決策、運営体制の整備状況・役割分担、収支報告、次年度以降の事業予定・費用負担の在り方等を含む報告書及び概要版

② 情報通信システム設計書 各2部

情報通信システムの基本設計書及び詳細設計書

③ 上記①及び②の成果報告書等を電子化したもの(CD-R等) 2枚

(2) 事後報告

委託先においては、本事業の目的を達成するため、成果報告を行った後も、継続的な事業運用・運営を行うことが求められる。委託事業終了後3年間程度は、この運用・運営によって得られた成果について、提案書に記載された目標及び総務省が提示した設定指標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により総務省に報告するものとする。

9. 事業の継続委託

本事業については、委託事業の成果等の評価結果を受けて、委託を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成23年度以降、3年間を限度に継続して事業を委託することがあり得る。

10. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、おおむね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成23年8月(予定)	公募提案について外部評価を行い、委託先候補を選定
8月(予定)	採択決定通知の送付
採択通知後	契約条件の協議を行い、委託契約を締結
11月～12月頃	中間報告
平成24年3月頃	成果報告

11. その他

(1) ガイドライン(手引書)作成への参画

総務省は、本委託事業における調査研究と、別に実施する「東日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」及び「西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」の調査結果を踏まえ、平成22年度に作成したガイドラインの改訂版を作成する。そのため、委託先においては、総務省が別に設置する有識者による連絡協議会(研究会)における議論等を踏まえ、ガイドライン(手引書)作成に必要な実証の情報を提供し、別に実施する「教育分野におけるICT利活用推進のための調査研究」の請負者が行うガイドライン(手引書)の作成に参画すること。

(2) 学校現場におけるICT環境の構築、運用、利活用に関する調査研究

別に実施する「教育分野におけるICT利活用推進のための調査研究」の請負者が行う学校現場におけるICT環境の構築、運用、利活用に関する調査研究に協力し、特に中学校においては、当該請負者から提案される各実証フィールド共通の評価指標・手法等に基づく調査を行い、報告すること。

(3) 映像資料の記録

実証について記録映像を撮影し、別に実施する「教育分野におけるICT利活用推進のための調査研究」の請負者に対し提出すること。なお、提出媒体、映像ファイル形式等は、「教育分野におけるICT利活用推進のための調査研究」の請負者の指示に従うこと。

(4) 連絡協議会（研究会）への参画等

総務省が別に設置する有識者による研究会（連絡協議会）に対し、実証の報告を行う等、研究会の議論に対し必要な参画を行うこと。

なお、有識者による研究会（連絡協議会）への参画に当たっては、主管課の指示に従うこと。

(5) 文部科学省「学びのイノベーション事業」への参画

実証校においては、文部科学省が定める「学びのイノベーション事業（中学校及び特別支援学校における情報通信技術の活用）」に基づき、文部科学省が開発し、実証校に提供するモデルコンテンツ（デジタル教材）を活用した指導方法の開発や効果の検証を行うこと。

(6) 委託事業に係る提案書類の全部又は一部、外部の有識者等を構成員とした評価会における議事、議事録、各提案の評価結果等について、公開する場合がある。提案書類のうち、非公表を希望する書類があれば、当該書類の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提案書類等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

12. 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 調整係
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5685／ファックス：03-5253-5745
e-mail：f_schools@ml.soumu.go.jp

提案書類提出先

<p>(北海道) 北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 担当：鈴木、越後 電話：011-709-2311(内4718)／ファックス：011-709-2482 e-mail：rikatsuyo-hokkaido@soumu.go.jp</p>	<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 担当：川崎 電話：06-6942-8520／ファックス：06-6920-0609 e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 担当：佐々木、佐藤 電話：022-221-3655／ファックス：022-221-0613 e-mail：sinkokikaku-toh@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) 中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 担当：岡、赤崎 電話：082-222-3325／ファックス：082-502-8152 e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局情報通信部情報通信連携推進課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 担当：脇田、安達、本郷 電話：03-6238-1680／ファックス：03-6238-1699 e-mail：kanto-renkei@soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 四国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町8-5 担当：竹田、石川、田村 電話：089-936-5061／ファックス：089-936-5014 e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp</p>
<p>(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 担当：市川、田中 電話：026-234-9933／ファックス：026-234-9999 e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp</p>	<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 九州総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒860-8795 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎11F 担当：赤瀬、渡邊、潮崎 電話：096-326-7833, 7309／ファックス：096-326-7829 e-mail：h-shinkou@soumu.go.jp</p>
<p>(富山県、石川県、福井県) 北陸総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 担当：中野、寺分 電話：076-233-4431／ファックス：076-233-4499 e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp</p>	<p>(沖縄県) 沖縄総合通信事務所情報通信課 〒900-8795 那覇市東町26-29-4F 担当：情報通信振興担当 電話：098-865-2304／ファックス：098-865-2311 e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) 東海総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 担当：服部、今井 電話：052-971-9317, 9222／ファックス：052-971-3581 e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp</p>	

**平成23年度「フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校）」
提出書類一覧表**

以下の書類を平成23年8月8日（月）14時までに管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に提出してください。

提出書類	書式	紙媒体※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名※2	ファイル形式※3	
提案書（かがみ）	【かがみ】	公印等を押印した 原本を提出	○○00 かがみ	Adobe PDF	
提案書（概要）	【別添1】		○○10 概要	MS-Word	・必ず指定の様式により <u>1ページ</u> 以内で作成
提案書	【別添2】		○○20 提案	MS-Word	
事業イメージ詳細図	【別添2-1】		○○21 詳細図	MS-Power Point	・必ず指定の様式により <u>1ページ</u> 以内で作成
（別紙1）収支見込み	【別添2-2】		○○22 収支	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いよう にすること。
（別紙2）支出経費の内訳	【別添2-3】		○○23 経費	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いよう にすること。
提案書（全体版）			○○提案書	Adobe PDF	・【別添1】～【別添2-3】を結合 して一つのファイルとすること。
見積書等	様式適宜	・様式適宜 ・写し可	○○24 積算 01 ○○24 積算 02 ・ ・ ・	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・書類の右肩に 資料番号 を記載 ・資料番号は、 ファイル名の番号 と一致。 ※○○24 積算 01←ファイル名の番号 ・資料番号は（別紙2）支出経費 の内訳の「資料番号」欄にも記載
連携主体の代表承認書	【別添3】	・公印等を押印した 申請書の原本 を提出	○○30 連携	Adobe PDF	・申請主体が 連携主体 の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンした もの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成 団体で1枚でも可

※1 すべてA4版で提出すること。

※2 ファイル名の赤字部分は【提案団体名】とする。提案団体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市10提案.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**